

社会保障審議会年金部会
部会長 神野 直彦 殿

2014年10月15日
社会保障審議会年金部会委員
柿木 厚司

大変恐縮ながら、所用により参加できませんので、本日の議題につきまして、下記のとおり意見を提出いたします。

記

1. 年金額の改定の在り方について（資料1 P32の論点①・②に対応）

年金制度の持続可能性を高める観点から、現役世代や企業は毎年、年金保険料の引き上げに直面し、重い負担をしている。給付面においても、速やかな調整が不可欠であり、物価・賃金の変動に対するスライドルールやマクロ経済スライドにおける名目下限措置の見直しを行うべきである。

2. 高所得者の年金給付の在り方、年金制度における世代内の再分配機能の強化について

(1) 総論

所得再分配の在り方に関して、年金制度内部の部分最適の追求だけでなく、年金に係る税制、福祉制度などを含めた全体最適の視点から、公平・公正となるよう、議論を幅広く慎重に行うべきである。

(2) 各論（資料2 P34の論点①・②に対応）

①「年金部会の議論の整理」（平成23年12月16日）における方向性を踏まえて、まずは、一定以上の高所得者に対し、基礎年金の国庫負担分を削減する措置を実行してはどうか。

②標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合は現行ルールの法定化以降、大きく変わらない上、給付と負担の対応関係などを考慮すれば、上限には合理性はあり、今後とも、上限見直しの現行ルールに則って対応すべきである。

また、高所得被保険者の給付と負担の設計を現行から複雑化し、厚生年金の再分配機能を現行からさらに強化する考えには賛成できない。

とくに、年金分野における給付の効率化・重点化が実行されないまま、財源対策として、上限の引上げを行うことには反対である。

以上